平成２２年（フ）第６６号
鳥取県八頭郡智頭町大字智頭653番地10、旧住所鳥取県八頭郡智頭町大字大屋164番地
債務者　矢部　徳次
1　決定年月日時　平成22年３月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで　鳥取地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２６号
広島県尾道市向東町6722番地２
債務者　関口　秋政
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで　広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２２年（フ）第３１号
広島県尾道市因島土生町573番地２
債務者　みやび木工所こと　岡村　政勝
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで　広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２１年（フ）第３９２号
山口県下関市東大和町１丁目３番１―712号　エバーライフグランポート下関駅南壱番館
債務者　有田　優子（旧姓村尾）
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで　山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第３号
山口県下関市豊田町大字浮石2471番地
債務者　佐藤　涼子
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで　山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第２４号
山口県下関市長府松小田本町25番32号
債務者　高峰　健治
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで　山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第３４号
山口県下関市長府東侍町10番Ｒ２―202号　市営長府松原東住宅
債務者　佐々木　一
1　決定年月日時　平成22年３月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで　山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第３７号
山口県下関市綾羅木新町２丁目20番７―Ｅ―204号　県営住宅、前住所山口県下関市豊浦町大字小串８番地288
債務者　山本　達雄
1　決定年月日時　平成22年３月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで　山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第４４号
山口県下関市熊野町３丁目13番31号
債務者　松山　正秋
1　決定年月日時　平成22年３月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで　山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第４５号
山口県下関市熊野町３丁目13番31号
債務者　松山和枝こと　金　　和枝
1　決定年月日時　平成22年３月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで　山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第９２号
愛媛県松山市高岡町878番地１　ジョイフルプラザ高岡壱番館401号
債務者　啓田　知子
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで　松山地方裁判所

平成２２年（フ）第９４号
愛媛県松山市木屋町４丁目139番地
債務者　松原サカヱ
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで　松山地方裁判所

平成２２年（フ）第１０１号
愛媛県松山市空港通３丁目８―24　キャッスルエアポート702号、住民票上の住所愛媛県松山市北吉田町1039番地４
債務者　木村　有里
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで　松山地方裁判所

平成２２年（フ）第１２５号
愛媛県松山市小坂５丁目12番１号　今井本社ビル605号
債務者　白石かつよ
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで　松山地方裁判所

平成２２年（フ）第１５号
愛媛県今治市宮窪町宮窪2238番地
債務者　藤本いづみ（旧姓冨田）
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで　松山地方裁判所今治支部

平成２２年（フ）第１３号
福岡県飯塚市飯塚１番39号　太陽ビル401号、住民票上の住所福岡県嘉麻市芥田368番地
債務者　大野　千穂
1　決定年月日時　平成22年３月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで　福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２１年（フ）第５７９号
佐賀県佐賀市開成３丁目５番37号
債務者　大中美穂子
1　決定年月日時　平成22年３月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１９号
佐賀県鳥栖市宿町988番地６
債務者　田中　清美
1　決定年月日時　平成22年３月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係